

# 大和さくらいブランド認定事業実施要領（概要版）

## ◇目的（第1条）

桜井市の優れた地域資源を「大和さくらいブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、ブランドの情報発信を通じて、地域経済の活性化を図り、観光振興に結び付けてまちの魅力を向上させ、市のイメージアップを図ることを目的とします。

## ◇申請できる人（第2条）

- ・農業、林業、漁業、製造業もしくはサービス業等を営む**桜井市民**
- ・上記の者で組織する**法人その他の団体で桜井市内に住所を有する事業者**

## ◇認定の対象（第3条）

- ①農産品、林産品などの**一次産品**
- ②麺類、調味料、菓子類、飲料などの**加工品**
- ③焼物、木材木工品、文具や和紙等の**工芸品**
- ④市内を観光する**旅行サービス商品**
- ⑤その他、**大和さくらいブランドにふさわしい商品**

## ◇認定の申請方法（第4条）

認定を受けようとしている生産者や事業者は、所定の申請用紙「**認定申請書（第1号様式）**」に必要事項を記入し、関係書類を添えて**直接、桜井市役所観光まちづくり課（市役所本庁2階）まで提出**してください。

### 【関係書類】

- ・個人の場合 … 「**認定申請調書（第2号様式）**」  
住民票の写し（原本）  
営業許可証の写し（食品の場合のみ）
- ・法人その他の団体 … 「**認定申請調書（第2号様式）**」  
定款、寄附行為その他これらに準ずるもの  
登記事項証明書または登記簿謄本（原本）  
営業許可証の写し（食品の場合のみ）

## ◇認定審査の基準（第5条）

- ・**独自性や優位性**のあるもの
- ・**物語性（ストーリー）や伝統性**のあるもの
- ・**品質**の良いもの
- ・**市場性、経済性、将来性**のあるもの

※ 詳しくは、「**大和さくらいブランド認定基準**」をご覧ください。

## ◇認定の審査（第6条）

桜井市地域ブランド認定推進委員会で審査し、その結果を市長に報告します。

#### ◇認定決定の流れ（第7条）

- ①認定の適否を「認定審査結果通知書（第3号様式）」により申請者に通知します。
- ②認定の通知を受けた申請者は「認定に係る誓約書（第4号様式）」を市長に提出します。
- ③市長は「大和さくらいブランド認定書（第5号様式）」を認定者に交付します。

#### ◇認定の公表（第8条）

「認定品の名称」と「認定事業者の氏名と住所」を公表します。

#### ◇認定の有効期間及び更新（第9・10条）

認定の有効期間は、**3年間**（3年を経過した日の属する年度の末日まで）

認定の有効期間は、**更新できます**。

更新するときは「認定更新申請書（第6号様式）」を有効期間満了の3か月前に市長に提出します。

#### ◇認定内容変更（第11条）

氏名、住所、認定品名称変更などがあつた場合、「認定申請事項変更届出書（第7号様式）」と**認定品**を速やかに市長に届け出ます。

#### ◇認定品の表示（第12条）

「大和さくらいブランド」として認定を受けたものであることを表示できます。（右の「認定マーク」を表示できます）



大和さくらいブランド  
認定マーク

#### ◇認定品のプロモーション（第13条）

委員会で認定品の販売促進・PRに関する事項を協議し、プロモーション活動方針を決定し、市長に報告します。

#### ◇調査及び検査（第14条）

市長が必要であると認めたときは、委員会が、立入検査、品質検査、波及効果などの調査や検査を実施できます。

#### ◇審査基準の遵守と責任の所在、事故等への対応（第15条）

認定品に不具合や事故等が生じた場合は**事業者が一切の責任を負います**。

認定品の品質等を委員会が保証するとの誤認を与える行為を行わないでください。

事故・苦情等あつた場合は、**市長に対して報告する義務**があり、市長が事故などの内容を広く知らせる必要がある場合は内容を公表します。

なお、この公表により損害等発生した場合も**市長は一切の責任を負いません**。

#### ◇認定の取消し（第16条）

市長は、第16条に掲げる項目に該当するときは認定を取消すことができ、「認定取消通知書（第8号様式）」により事業者に通知します。

事業者は取り消しの日から1年は新たな申請ができません。また、虚偽の申請をして取り消された場合は、5年間、新たな申請はできません。

#### ◇認定の取り下げ（第 17 条）

認定事業者は、諸般の事情により認定を取り下げる必要があるときは、「[認定取り下げ申請書（第 9 号様式）](#)」により認定を取り下げることができます。

#### ◇認定事業者の責務（第 18 条）

事業者は要領の内容を良く守り、[認定品の品質等の維持](#)に努めてください。

また、[大和さくらいブランドの認定に関する普及や啓発に協力](#)するよう努めてください。